

業庫第14号(例)
2025年3月21日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」の一部改正に関する件

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)の施行により、2025年4月1日をもって子ども・子育て支援特別会計が新設されること、年金特別会計の所管が厚生労働省単独に変更となること等に伴い、標題規程(昭和55年2月1日付国丙第2号別冊)の一部を別紙1のとおり改正し同日から実施するとともに、別紙2のとおり移行措置および経過措置を設けることとしましたので通知します。

また、本件に伴う留意事項を別添のとおり整理しましたので、あわせてご参照ください。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ
03-3279-1111(代表)
池邊(内線6079)、由比(内線3341)

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

- 国庫金編 窓口2 1. (1) ホ. 中「年金特別会計（内閣府及び厚生労働省所管）」を「年金特別会計（厚生労働省所管）」に改める。

- 国庫金編 窓口2 1. (2) ロ. の注意事項（右ページ）④中「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に改める。

- 国庫金編 窓口3 1. の注意事項（右ページ）②（注）、国庫金編 窓口4 2. (1) の注意事項（右ページ）①（注3）、国庫金編 窓口5 1. (1) の注意事項（右ページ）②（注）、国庫金編 窓口5 3. (1) の注意事項（右ページ）①（注3）、国庫金編 窓口6 3. (1) の注意事項（右ページ）①（注3）および国庫金編 窓口8 3. (1) の注意事項（右ページ）①（注3）中「国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省」を「国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省」に改める。

- 国庫金編 特殊5 2. (1) イ. の注意事項（405ページ）③【歳入金領収済証明請求書（内訳口座にかかる証明請求）の記載例】を次のとおり改める（全面改正）。

【歳入金領収済証明請求書（内訳口座にかかる証明請求）の記載例】

歳 入 金 領 収 済 証 明 請 求 書

(5 号)
令和〇年 5 月 11 日

日本銀行〇〇代理店
あて

厚生労働省年金局
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長
厚生労働事務官 〇 〇 〇 〇
(内訳口座名 厚生労働省年金局(札幌東))

下記のとおり領収済みのことを証明されたい。

記

年度	主(所)管名	会計名	部	款	項	目	納入告知書又は 納付書の番号	金 額	納入者の住 所及び氏名	収 納 年月日	納付場所	請求の事由	
〇	厚生労働省 所管	年金特 別会計	—	—	—	事業主 拠出金 収入	1234-567890 —	円 70,000	—	〇〇市〇〇 町〇〇〇〇	〇.4.10	〇〇銀行 〇〇支店	領収済通知書亡失 のため

上記のとおり領収済みのことを証明する。

令和〇年 5 月 13 日
日 本 銀 行 〇 〇 代 理 店

・ 代理店の記入事項

国民年金保険料にかかる納付書（参考書式第 5 号（20））の領収控に住所氏名欄がない場合には、基礎年金番号が記載されていることを確認する。

内訳口座名が付記される。

- 参考書式第 4 号（15）中「令和 2 年財計第 5 0 3 1 号」を「令和 7 年財計第 1 3 3 号」に、「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に改め、書式の下部に次の備考を加える。

備考

1. 用紙寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横18.5cmとすること。
2. 各片は左端をのり付けその他の方法により接続すること。
3. 第 1 片領収済通知書の中央上部欄の①欄から ④欄には、歳入徴収官が光学式文字読取装置を使用して事務処理するために必要な項目をアラビア数字で記入すること。
4. 用紙の下辺は、赤色で着色すること。
5. 納入告知書として使用するときは「納付書」の文字を、納付書として使用するときは「納入告知書」の文字を抹消すること。
6. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
7. 様式は各片とも電子情報処理組織を使用して作成するものとする。

- 参考書式第4号(23)中「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に、「子ども・子育て支援勘定」を「業務勘定」に改める。

- 参考書式第4号(23)の2中「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に改める。

- 参考書式第4号(24)を次のとおり改める(全面改正)。

第一片

領収済通知書						国庫金	厚生保険	
年度	年金特別会計	厚生労働省管	取扱庁番号	取扱庁名				
元本年月	年 月 分	制度 届 書 事務所 コード	①	②	③	④	⑤	
納入告知書(納付書)発行年月日	令和 年 月 日	業務勘定 健康保険料に係る延滞金	業務勘定 厚生年金保険料に係る延滞金	業務勘定 子ども・子育て支出給に係る延滞金	収納区分	取 納 月 日	出力指示	
令和 年 月 日	年 月 日	事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領	証券受領	延滞金合計額		
事業所整理記号	事業所番号	全部	一部	千 百 十 萬 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 万		年度 厚生労働省所管 年金特別会計		
納付場所	日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所		(住所)				上記の合計額を領収しました。 (領収日付等)	
あて先	歳入徴収官		(氏名)				殿	
(所在地)							(厚生労働省年金局送付分)	
担当課							翌年度5月1日以降現年度歳入組入	

第二片

告 領 収 控						国庫金	厚生保険	
年度	年金特別会計	厚生労働省管	取扱庁番号	取扱庁名				
元本年月	年 月 分	業務勘定 健康保険料に係る延滞金	業務勘定 厚生年金保険料に係る延滞金	業務勘定 子ども・子育て支出給に係る延滞金				
納入告知書(納付書)発行年月日	令和 年 月 日	事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領	証券受領	延滞金合計額		
令和 年 月 日	年 月 日	全部	一部	千 百 十 萬 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 万		年度 厚生労働省所管 年金特別会計		
納付場所	日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所		(住所)				上記の合計額を領収しました。 (領収日付等)	
延滞金の計算方法	健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条						殿	
							(収納機用)	
							翌年度5月1日以降現年度歳入組入	

第三片

納入告知書 納付書・領収証書						国庫金	厚生保険	
年度	年金特別会計	厚生労働省管	取扱庁番号	取扱庁名				
元本年月	年 月 分	業務勘定 健康保険料に係る延滞金	業務勘定 厚生年金保険料に係る延滞金	業務勘定 子ども・子育て支出給に係る延滞金				
右記の金額をただちに納付してください。	令和 年 月 日	事業所整理記号	事業所番号	うち証券受領	証券受領	延滞金合計額		
令和 年 月 日	年 月 日	全部	一部	千 百 十 萬 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 万		年度 厚生労働省所管 年金特別会計		
納付場所	日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店 又は日本年金機構〇〇年金事務所		(住所)				上記の合計額を領収しました。 (領収日付等)	
延滞金の計算方法	健康保険法第181条、同法附則第9条、厚生年金保険法第87条、同法附則第17条の14、子ども・子育て支援法第71条						殿	
歳入徴収官							(納付者渡し)	
							翌年度5月1日以降現年度歳入組入	

備考

歳入徴収官事務規程別紙第4号の4書式の備考は本書式に準用する。この場合において、同別紙第4号の4書式の備考3中「勘定別保険料額」とあるのは「延滞金額」と読み替えるものとする。

- 参考書式第4号(25)中「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に改める。

- 参考書式第4号(26)中「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に、「別紙第4号の4書式の備考3中「郡市区」とあるのは「整理コード」と、「事業所符号」とあるのは「整理番号」と、「納付目的年月分」とあるのは「生年月日」と、「調定種別」とあるのは「納付目的年月分」と読み替えるものとする。」を「別紙第4号の4書式の備考3中「事業所符号」とあるのは「被保険者証符号」と、「勘定別保険料額」とあるのは「延滞金額」と読み替えるものとする。」に改める。

- 参考書式第5号(6)中「年金特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に、「厚生労働省年金局事業企画課」を「こども家庭庁成育局」に、「厚生労働省年金局事業企画課長」を「こども家庭庁成育局長」に改める。

- 参考書式第5号(20)および参考書式第5号(21)中「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に改める。

- 参考書式第5号(24)中「歳入徴収官事務規程別紙第4の14書式」を「歳入徴収官事務規程別紙第4号の14書式」に、「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に、「備考1から7まで及び9」を「備考」に、「別紙第4号の4書式の備考5中「事業所符号」とあるのは「被保険者証符号」と、「勘定別保険料額」とあるのは、「保険料額」と読み替えるものとする。」を「別紙第4号の4書式の備考3中「郡市区」とあるのは「整理コード」と、「事業所符号」とあるのは「整理番号」と、「納付目的年月分」とあるのは「生年月日」と、「調定種別」とあるのは「納付目的年月分」と読み替えるものとする。」に改める。

- 参考書式第7号の2中「(領収年月日、領収者名及び領収印)又は(領収者名の表示のある領収日付印)」を「(領収年月日、領収者名)」に、「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に改める。

- 参考書式第7号の3中「領収年月日及び領収者名」を「領収年月日、領収者名」に、「内閣府及び厚生労働省所管」を「厚生労働省所管」に改める。

移行措置および経過措置

1. 納入告知書等の新旧書式の使用に関する移行措置および経過措置

(1) 年金特別会計にかかる納入告知書等（「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」(以下「代理店手続」という。)参考書式第4号(15)、同第4号(23)、同第4号(23)の2、同第4号(24)、同第4号(25)、同第4号(26)、同第5号(6)、同第5号(20)、同第5号(21)、同第5号(24)、同第7号の2および同第7号の3をいう。)は、2025年4月1日以降も当分の間、改正前の書式を使用することができる。

(2) 改正後の年金特別会計にかかる納入告知書等（代理店手続参考書式第4号(15)、同第4号(23)、同第4号(23)の2、同第4号(24)、同第4号(25)、同第4号(26)、同第5号(20)、同第5号(21)、同第5号(24)、同第7号の2および同第7号の3をいう。)の書式は、令和6年度年金特別会計の歳入金を納付する際も使用することができる。この場合、所管は「厚生労働省」と表示されるが、訂正を要しない。

2. 振替金融機関から送付を受ける歳入金等受入報告表の取扱い

振替金融機関から送付を受ける令和7年度以降分の年金特別会計の歳入金等受入報告表については、当分の間、所管を「内閣府及び厚生労働省」と表示したものについても、そのまま受け付けて差支えない。

子ども・子育て支援特別会計の新設および年金特別会計の所管変更
にかかるとの留意事項

1. 子ども・子育て支援特別会計の会計番号について

新設される子ども・子育て支援特別会計の会計番号は「0148」となりますのでご連絡します。

2. 年金特別会計の納入告知書等にかかる集計表の取扱い

年金特別会計の所管変更（「内閣府及び厚生労働省」から「厚生労働省」に変更）に伴い、年金特別会計の納入告知書等における所管名の表示が変更となりますが、令和6年度以前分の年金特別会計の納入告知書等で、所管を「内閣府及び厚生労働省（6375）」とした現行の書式が引き続き使用されることがあります。また、令和6年度分の年金特別会計の納入告知書等については、現行の書式に加え、所管を「厚生労働省（6118）」とした改正後の書式も併用されることとなります（別紙2の1.（1）および（2）参照）。このため、受入証票を取りまとめる際に、新旧の所管の納入告知書等が混在することがありますが、集計表は、新旧の所管別に区分して作成する必要はありません（年度＜出納整理期間中のみ＞^{（注）}、会計、取扱庁別に区分して作成することで差し支えありません。）。

なお、年金特別会計の会計番号（0343）の変更はありませんので念のため申し添えます。

（注）令和7年4、5月中を受入日とする令和6年度分の納入告知書等（5月中を受入日とするものについては、現金払込書、送付書、領収確認書および国庫金振替書に限る。）は、令和6年度分として区分整理し、令和7年度分とは別に集計表を作成する必要があります（下表参照）。

▼（参考）出納整理期間中（2025年4、5月）の集計表の取扱い

納入告知書等の記載年度	所管名の表示	集計表の取扱い
令和7年度	「厚生労働省」のみ	
令和5年度以前	「内閣府及び厚生労働省」と「厚生労働省」が混在（※） （※）平成26年度以前の年金特別会計の所管が「厚生労働省」であるため。	新年度（令和7年度）として作成
令和6年度	「内閣府及び厚生労働省」と「厚生労働省」が混在	旧年度（令和6年度）として作成

3. 令和6年度年金特別会計歳入へ納付するための国庫金振替書の取扱い

年金特別会計の所管変更に伴い、年金特別会計にかかる納入告知書等における所管名の表示が変更となりますが、厚生労働省より、発行年月日が令和7年4月1日以降の納入告知書等については、システム上の制約から、債権の所属年度に関わらず、一律に「厚生労働省」と表示される扱いとなる旨、連絡を受けています（別紙2の1.（2）参照）。

この点、令和6年度出納整理期間（2025年4月および同年5月）に年金特別会計歳入へ納付するための国庫金振替書が発行される場合には、添付書類である納入告知書等に所管名が正しく印字されていないケースがあり得ますが、国庫金振替書の受入科目欄には、国庫金を正確に計理する観点から、債権の所属年度に応じた所管名を記載いただくよう、財務省を通じて各府省庁の会計事務担当者に依頼しています。

つきましては、令和6年度年金特別会計歳入への納付であるにもかかわらず、受入科目欄の所管に「厚生労働省」と記載されている国庫金振替書の提出を受けた場合には、「内閣府及び厚生労働省」に訂正するよう依頼してください。なお、前年度歳入への振替は、対象件数は然程多くないものと認識しています。

4. 預託金にかかる返納金納入告知書および返納金納付書の取扱い

子ども・子育て支援特別会計の新設に伴い、労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）は、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に引き継がれることとなります。この点、厚生労働省より、当該育児休業等給付勘定に所属する預託金にかかる返納金納入告知書および返納金納付書について、本来は会計名を「子ども・子育て支援特別会計」と、所管名を「内閣府及び厚生労働省所管」とすべきところ、変更後の様式の調達が間に合わないため、発行官庁において印字済の「労働保険特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に、「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に訂正のうえ使用する旨、連絡を受けています（なお、当該訂正に、発行官庁の押印は不要です）。

このため、預託金にかかる返納金納入告知書および返納金納付書については、当分の間、上述のとおり訂正されたものが使用されることがあり得ますが、通常どおり取扱っていただくことで問題ありません。

5. 子ども・子育て支援特別会計歳入に納付するための納入告知書および納付書の取扱い

子ども・子育て支援特別会計の新設に伴い、労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）は、子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に引き継がれることとなります。この点、厚生労働省より、当該育児休業等給付勘定の歳入に納付するための納入告知書および納付書（すべて通常分）について、本来は会計名を「子ども・子育て支援特別会計」と、勘定名を「育児休業等給付勘定」と、所管名を「内閣府及び厚生労働省所管」とすべきところ、変更後の様式の調達が間に合わないため、発行官庁において印字済の「労働保険特別会計」を「子ども・子育て支援特別会計」に、「雇用勘定」を「育児休業等給付勘定」に、「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に訂正のうえ使用する旨、連絡を受けています（なお、当該訂正に、発行官庁の押印は不要です。）。

このため、子ども・子育て支援特別会計歳入に納付するための納入告知書および納付書については、当分の間、上述のとおり訂正されたものが使用されることがあり得ますが、通常どおり取扱っていただくことで問題ありません。